

平成20年（2008年）紀北町9月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成20年9月10日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年9月10日（水）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

20番 東 清剛	21番 谷 節夫
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議長

議会が成立いたしましたので、これより平成20年9月紀北町議会定例会を開会いたします。
会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承
ください。

なお、今期定例会においては議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員によるテレ
ビ撮影等を許可することといたします。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

20番 東 清剛君

21番 谷 節夫君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 9 月 10 日から 9 月 22 日までの 13 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 13 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 9 月 4 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会にかかる運営等について協議をいただき、すでに配布済みのおり確認いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

まず、定例会に提出され受理された案件は、発議案 4 件、諮問 2 件、一般議案 13 件、認定 6 件、報告 2 件の、計 27 件であります。また、請願 4 件、陳情 1 件を受理しております。

次に、決算審査については、議員の申し合わせにより決算特別委員会を設置して、審査することになっております。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は 10 人とし、委員の構成については、総務財政常任委員会から 4 人、教育民生常任委員会から 3 人、産業建設常任委員会から 3 人ということ

の決定がなされております。また、発議案の提出に当たっては議長発議とし、委員については議長が指名することで取り扱いをいたします。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査についてであります、平成19年度普通会計の 5 月分と、平成20年度普通会計の 5 月分から 7 月分まで、平成20年度水道事業会計の 4 月分から 7 月分まで、それぞれ監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合関係についてであります。組合議会の開催予定であります、9月26日、午前中は三重紀北消防組合議会が、午後から紀北広域連合議会が開催される予定となっております。出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、議会運営委員会での確認事項についてであります。まず、一般質問に関しては、通告書の受け付け締め切りは、定例会初日の午後 5 時までということであります。質問の要旨については具体的に記載していただき、答弁を求める者、資料を要求される方は、必ず記載しておいてください。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長をはじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、報告いたします。

次に、高齢者福祉大会についてであります、9月13日の土曜日、午前10時から海山公民館において開催されます。多忙な折りとは存じますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、9月21日から9月30日までの10日間、秋の交通安全運動が展開されます。最近、紀北管内においても交通事故が多発しています。議員並びに町関係職員、住民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、今後においても交通事故をなくし、平和で明るいまちづくりの推進に、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。9月19日、午後4時から道の駅「海山」において出発式を行い、4時30分からミルミルウェーブが実施されます。また、9月24日、水曜日の午後3時30分から東長島公民館において、ポスターの表彰式に引き続き、パレードが行われることになっております。何とぞ、多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

次に、会議における服装についてであります。9月30日までの期間は、地球温暖化防止と省エネルギー対策の一環としまして、会議においてクールビズを実施することといたしております。ただし、本会議では背広、ネクタイを着用し、常任委員会や全員協議会等の会議に

については、クールビズを実施するということでもあります。

町内の小・中学校の運動会・体育祭についてであります。9月20日から実施されます日程表については、各議員の棚に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

最後に、常任委員会の開催についてであります。総務財政常任委員会は11日、教育民生常任委員会は12日、産業建設常任委員会は12日と16日の2日間を予定しております。委員会の開催については、各委員長よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、ふるさと寄附金についてであります。本年6月末に海山区引本浦ご出身で、現在、奈良県にご在住の世古計助様より、「ふるさと寄附」の申し出があり、寄附金額564万6,900円をいただきました。

当町におけるふるさと寄附としましては、初めての寄附となります。世古様の意思に添うよう有効に活用させていただきたいと考えております。

なお、ご寄附をいただいた方々につきましては、町広報紙により年度末に公表させていただく予定であります。また、50万円以上の寄附があった場合には、今後も議会にご報告させていただきたいと考えております。

なお、昨日、紀伊長島区ご出身の方から、寄附申込書が届いたところでありまして、詳細

につきましては、次回定例会でご報告させていただきます。

続いて2点目は、損害賠償請求事件についてであります。本年7月31日付で、町側から訴訟救助申立事件に対する2回目の上申書を名古屋高裁に提出しており、現在、同高裁で訴訟救助申立事件についての審理が進められているものと思います。

以上の2件をご報告いたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終わります。

それでは議事を進めます。

日程第5～日程第8

議長

お諮りいたします。

発議案4件については、議案上程のあと、即刻本会議の審議とすることとし、提案者より提案の趣旨説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、即刻本会議の審議とすることとし、一括議題とすることに決定いたします。

それでは、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

発議第1号

平成20年9月10日

紀北町議会議長 世古勝彦様

議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、議会は、会議規則の定めるところより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として全員協議会を設けることができるとされたことから、本規則の一部を改正するものである。

内容説明につきましては、3ページの紀北町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

目次中「第15章 議員の派遣（第120条）第16章 補則（第121条）」を「第15章 全員協議会（第120条）第16章 議員の派遣（第121条）第17章 補則（第122条）」に改める。

第16章中第121条を第122条とし、同章を第17章とする。

第120条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、第15章中同条を第121条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会

（全員協議会）第120条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 前2項に定めるもののほか、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

続いて、

発議第2号

平成20年9月10日

紀北町議会議長 世古勝彦様

議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改められたことから、本条例の一部を改正するものである。

それでは、6ページの紀北町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

続いて、

発議第3号

平成20年9月10日

紀北町議会議長 世古勝彦様

議会運営委員長 平野隆久

紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改められたことから、本条例の一部を改正するものである。

9ページの紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条中「議会の議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に、「報酬等」を「議員報酬及び給料」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

続いて、

発議第4号

平成20年9月10日

紀北町議会議長 世古勝彦様

議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109条の 2 第 5 項及び会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改められたことから、本条例の一部を改正するものである。

12ページの紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

題名を次のように改める。

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第 1 条中「第 203条」を「第 203条第 3 項及び第 4 項」に、「報酬及び費用弁償」を「議員報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

第 2 条の見出しを「（議員報酬）」に改め、同条中「報酬額」を「議員報酬額」に改める。

第 3 条（見出し含む）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 7 条第 2 項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第 8 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

発議案第 1 号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終わります。

議長

次に、発議案第 2 号 紀北町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終わります。

議長

次に、発議案第3号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終わります。

議長

次に、発議案第4号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終わります。

議長

これより、討論、採決を行います。

日程第5 発議案第1号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 発議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

次に、日程第6 発議案第2号 紀北町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 発議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

次に、日程第7 発議案第3号 紀北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 発議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

次に、日程第8 発議案第4号 紀北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8 発議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9～日程第14

議長

お諮りします。

日程第9 諮問第3号から、日程第14 議案第45号までの6件については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号ほか5件については、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

人事案件6件については、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定いたします。

それでは提案者より、一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申

上げます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。平成8年4月から、旧紀伊長島町において人権擁護委員として、また合併後の紀北町におきましても同委員としてご尽力いただいております田中君子氏が、本年12月31日をもって退任されますので、新たに、紀伊長島区島原3534番地 上野まみ氏を推薦いたしたく、諮問するものであります。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましても、平成11年12月から、旧海山町において人権擁護委員として、また合併後の紀北町におきましても同委員としてご尽力いただいております家美縫氏が、本年12月31日をもって退任されますので、新たに、海山区白浦11番地2 廣瀬梅代氏を推薦いたしたく、諮問するものであります。

議案第42号から議案第44号までの、紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについての3議案であります。現固定資産評価審査委員会委員の奥田眞介氏、奥川光毅氏、岡本哲男氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。3氏におかれましては、合併前より同委員として合併後の紀北町におきましても、同委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、いずれも固定資産評価審査委員会委員として、識見を有する3氏を引き続き選任いたしたく、

議案第42号で、紀伊長島区東長島 287番地19 奥田眞介氏

議案第43号で、同区島原3970番地1 奥川光毅氏

議案第44号で、海山区上里 943番地 岡本哲男氏

を選任する同意を求めるものであります。

議案第45号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員の大西千恵子氏が本年11月28日に任期満了となり、勇退されることとなりますので、新たに紀伊長島区東長島 386番地1 柏屋由紀子氏を任命いたしたく同意を求めるものであります。

以上、6件が人事案件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、各議案に対する質疑を行います。

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

ほかの人事案件全体に共通することなんですが、私ははずかしながら紀伊長島区から出ている方でも、全然存じあげない方ばっかなんですよ。どこにお住まいなのかもわかりませんし、例えば島原とか東長島という、大字名だったらどこの方かも、面識も多分、あとの方で全くない方も、ちょっとこの人事案件としてもう少し細かく説明していただきたいと思うんですがね、これ正直言ってわかりません。ほかの人はわかっているのかどうか。

わからん人事の提案の仕方というのは、ちょっと困るんですけどもね。ちょっともう少し詳しく人となりなんか説明していただけないでしょうか、議長これお願いします。この方だけじゃないです。あとの方も一連の方。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。上野まみさんにつきましては、ご存じないかも知れませんが、非常に人権擁護についても十分な識見を有しておられましてですね、島原3534番地というのは、細かい住所の状況を申し上げます。前山に居住されておられます。それから履歴書等が付けてありますので、それも同様ご必見願いたいと思っております。

それから、次の諮問第4号 廣瀬梅代様につきましてもですね、これは海山区の方で白浦11番地2に住んでおられます。それで詳しく過ぎるとですね、プライバシーにも入ってくるかと思えますけれども、かなり信頼の高い識見を有した方です。同時にやっぱり経歴書等をご必見を願いたいと思えます。

それから、議案第42号の奥田眞介氏につきましてもですね、東長島の287番地19、井ノ島に居住されておられまして、経歴で特にですね税理士の事務所を開設されておられまして、経歴書等ではですね、これまでも固定資産評価委員会の委員をされておった方です。

次に、議案第43号の奥川さんにつきましては光毅さんにつきましては、この方は島原3970番1は下地です。この経歴書に書いてあるとおりですね、郵便局で勤務されてまして、連合自治会等理事を就任されておられまして、信頼のおける方であるということでございます。

議案第44号 岡本哲男氏につきましては上里で、ご存じであろうかと思えますけれども、経歴書によりまして農林水産省動物検疫所入省されて退官されておる方でありまして、いろんな町の団体に所属されて見識を、立派な見解を持っておられる方であります。

議案第45号 柏屋由紀子さんにつきましても同様ですね、東長島の井ノ島に住んでおられます。教育についてもご熱心な見解を持っておられまして、十分、この委員としてご活躍が期待されております。以上です。

議長

ほかに、入江議員。

11番 入江康仁議員

ただいま前者議員の答弁で、町長答えていただいたんだけど、やはりこれに関してですね、もう僕らも一緒ですわ。もう全然知らない人が多い。ただ、会計の奥田さんに対してはいろんな商売がらやっている人は知っていると思うんですけども、やはりここですね、提案理由が前任者が任期満了となったためということではなくて、これだけじゃなくてですね、推薦に至った経緯、その人の今までの功績、今までその中でやってきたいろんなことをですね、もっと細かくこう書き入れていただいたほうが、実際、皆にわかりやすいんじゃないかなと思うんです。

本当にもう前者議員が言ったように、これ全然わからなんだ。その中で本当に、もうわからなんだから町長の推薦だから間違いなだろうということ、やはり手を挙げやならんかなと思うておったのは事実です、町長。だからやっぱり町長の責任においてですね、もっと細かく推薦理由にあたった理由をこれからここに掲載してほしいと思います。経歴書だけでなく、そのようにお願いしたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご提案とか、アドバイスはよく承りましてですね、今後わかりやすい説明の仕方とか、方法を考えてまいりたいと思います。

議長

他に、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第11 議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第12 議案第43号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第13 議案第44号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第14 議案第45号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

諮問案件に対し、議会として答申の意見を調整するため、ここで5分間、暫時休憩いたします。

(午前 10時 13分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 26分)

議長

これより討論、採決に入ります。

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とい

たします。

討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第3号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

議長

次に、日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、諮問第4号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

議長

次に、日程第11 議案第42号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、この町の固定資産評価委員ですね。今3名の方が上がっておられますが、私はこの町の固定資産を評価する、これ非常に大切だと思っております。その理由の1つはですね、大きな理由は町の税務課の方であればご存じかと思いますが、今現在、過去遡ること6年前、9年前、3年ごとに評価の見直し当町も行っておりますが、国の評価がですね、非常に今、地方は下がってきております。特に私はこの評価基準について、非常に疑問に感じたのは、何年前でしょう、4年前になりましょうか。長島区にですね、新しい橋を架け替えました。その当時の県の評価基準というのは、非常にもう地元の我々であっても、非常に驚くような評価でございました。当町の固定資産の評価基準をもう遥かに上回るような評価が出ておりました。

さすがに用地買収というのは国であり、県でありというのは十分配慮してくださっておるんだなと、こう判断しておりましたですが、その後ですね、1年足らずのうちにですね、そのときに国の評価基準というのは5.6%、約6%の下がりがありました。景気も後退しておるので、当然それぐらいのことはあろうかと、こう判断しておりましたところ、その非常に良い評価でしていただいた。それから1年後なんです。国の評価基準、見直しかけてこう

出てきております。それを過去ずっと見てきておりますと、下がってきてはおりますけれども、ほんのわずかでした、その年はね。であるのに県の評価基準は非常に、約50%と言っていいほど下がってきてました。それに気づいたのは国道の用地買収、国土交通省の用地買収でしたね。

それから気をつけて見てまいりますと、この高速道路に伴った用地買収等で各所で聞きます。県にも聞いてみますとですね、非常に下がってきておるわけなんです。私はこの国・県の評価基準が下がってきて一番懸念するのはですね、当然地元の不動産価値が下がっていくわけです。そうすると町の不動産、いわゆる固定資産の評価基準をもう一度見直しをかけたとするならば、というよりはかけなくてもならん瀬戸際にきておるように思うんです。

そうなったときに、国ももちろんですけども、県が出してきておる今の評価基準非常に悪い。いわゆる国の評価基準と県の評価基準と、町の評価基準というのは、同じように下降線を下る。また上がっていく、これならわかるんです。町の評価基準は以前のまま、国の評価基準は6%、しかし、県の評価基準は40%も下がってきておる。このようなですね、評価基準を出してくる県や国に対してですね、強く意見を言える委員の方であってほしい。

そうしないと、町の財政は今でも苦しいんですから、もしこれで固定資産評価基準をですね、見直しをかけたとするならば、県の評価基準に右ならえをして、当町の固定資産の評価を下げたとするならばですね、もうパンクどころじゃないですね。私はそういうように心配をしております。

ですから、この3名の評価基準の方に、委員の方に強く要望いたしまして、このお三方であれば十分なお仕事をしていただけたらと思います。そういった意味で賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

ほかに、原案に賛成の討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11 議案第42号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長

次に、日程第12 議案第43号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12 議案第43号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長

次に、日程第13 議案第44号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13 議案第44号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長

次に、日程第14 議案第45号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14 議案第45号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15～日程第29

議長

お諮りいたします。

日程第15 議案第46号から日程第29 認定第6号までの15件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第29までの15件については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは提案者より、一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの人事案件につきまして、原案どおり答申並びに同意をいただき、ありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例であります。以前、議会におきましてもご提案をいただいております「ふるさと納税制度」の導入にあたり、ふるさと紀北町を愛し応援しようとする方々からご寄附をいただき、その意思を尊重し、だれもがいきいきと輝いて幸せに暮らせるまちづくりに資するよう「ふるさと応援基金」を設置するに伴い、本条例を制定しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方自治法の引用規定を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,630万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,141万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、安全・安心な学校づくり交付金(地震補強事業分)等

で、国庫支出金が 2,805万 7,000円の増、寄附金 564万 6,000円の増、財政調整基金繰入金 1,548万 6,000円の減、老人保健特別会計繰入金 4,378万 3,000円の増、前年度からの繰越金 2億 3,522万 4,000円の増、町債では救急車購入事業債、小学校施設耐震補強事業債で、3,540万円の増であります。

一方、歳出では、基金積立金等で総務費が 1億 6,007万 4,000円の増、リサイクルセンター施設管理事業費及びし尿処理事業費等で衛生費が 8,267万 6,000円の増、三重紀北消防組合負担金及び海山消防署改修事業費等で消防費が 2,527万 4,000円の増、小学校施設耐震補強事業費等で、教育費が 6,623万 8,000円の増のほか、人事異動等による人件費の組み替え等によるものであります。

議案第49号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,673万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億 4,904万 1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、退職被保険者等に係る拠出金相当額及び後期高齢者支援金分の減で療養給付費交付金が 818万 1,000円の減、財政調整基金繰入金等で、繰入金が 3,192万 4,000円の減、前年度からの繰越金が 8,042万 6,000円の増であります。

一方、歳出では、後期高齢者支援金が 1,639万 8,000円の増、介護給付費納付金が 2,671万円の減、財政調整基金積立金が 4,237万 9,000円の増、国民健康保険関係償還金が 913万 8,000円の増のほか、人事異動等による人件費の組み替え等であります。

議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,919万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3億 5,019万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入では事務費の増により一般会計繰入金が18万 6,000円の増、前年度から繰越金が 5,901万円の増であります。

一方、歳出では、第三者行為に係る事務委託料で総務費が18万 6,000円の増、諸支出金のうち、国、県、支払基金への精算に伴う返還金として償還金が 1,522万 7,000円の増、同じく精算に伴う一般会計への繰出金 4,378万 3,000円の増であります。

議案第51号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4億 5,869万 5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入では事務費の減により一般会計からの繰入金が41万 6,000円

の減、歳出では人事異動による総務費41万 6,000円の減であります。

議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります
が、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,160万 4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ
ぞれ1億 8,083万 8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入が指定介護老人福祉施設基金繰入金 339万円の減、前年度か
らの繰越金が 1,499万 4,000円の増であります。一方、歳出では人事異動等により総務費が
235万円の減、指定介護老人福祉施設基金積立金 1,395万 4,000円の増であります。

議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります
が、収益的支出におきましては、水道事業費用へ人事異動による人件費69万 2,000円を追加し、総額を 4
億 444万 6,000円とするものであります。

この結果、資本的収支において不足する1億 9,869万 6,000円につきましては、過年度分
損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結についてであります
が、町道古里江の浦線等道路改良工事につきまして、契約金額 7,705万 7,400円で、紀伊長島区島
原1009番地 株式会社 平野組 代表取締役 平野高義と契約いたしたく、紀北町議会の議
決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求め
るものであります。

認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成19年度紀北町水道事業会計決算認定について

の6案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成19年度の決算でありま
すが、認定第1号から5号までは地方自治法第233条第3項、認定第6号につきましては、
地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求め
るものであります。

以上、9件の議案、6件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細
につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

ここで10時55分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 43分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

議長

続いて議案の内容説明を求めます。

なお、説明の順序については、説明員の交代の関係もありますので、日程順にいかないこともあります。ご了承願いたいと思います。

それでは、初めに議案第47号についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは、議案第47号についてご説明させていただきます。

15ページをご覧ください。

議案第47号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては、17ページをご覧ください。

新旧対照表でご説明申し上げます。

（以下資料により詳細に説明）

議長

次に、議案第46号、48号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

では、議案第46号について、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いします。

議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例

紀北町ふるさと応援基金条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町を応援しようとする方からの寄附金を適正に管理するために本条例を制定する。

平成20年度の税制改正によりまして、ふるさと寄附制度がスタートしたところではありますが、この制度によりまして生まれ育った紀北町を離れて暮らす方や、紀北町に愛着を持ち、紀北町を応援したい、紀北町へ貢献したいという方の気持ちを寄附を通して形にしたものがあります。

条例第1条にもありますように、寄附をしていただいた方の意思を尊重し、その寄附金を適正に管理するため、当基金を設置するものであります。

それでは14ページをお願いします。

（以下資料により詳細に説明）

塩崎剛尚財政課長

続きまして、平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。一般関係補正予算書をお願いします。

議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成20年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,630万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,141万4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは7ページをお願いします。

第2表 債務負担行為の補正でありまして、個人住民税公的年金特別徴収システム整備業務及び土地改良施設維持管理適正化事業拠出金にかかるものでございます。

次の8ページをお願いします。

第3表 地方債の補正であります。過疎対策事業、限度額3億210万円を3億2,480万円に、合併特例事業、限度額1億3,860万円を1億5,130万円に増額するものであります。

続きまして、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。それでは予算書の12ページをお願いします。

（以下予算書により詳細に説明）

議長

次に、議案第49号、50号、51号についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第49号の平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,673万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,904万1,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

（以下予算書により詳細に説明）

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成20年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,919万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,019万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

（以下予算書により詳細に説明）

谷口房夫住民課長

続きまして、議案第51号の平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成20年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,869万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

（以下予算書により詳細に説明）

議長

次に、議案第52号についての内容説明を求めます

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,083万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算書に関する説明書に基づきまして、ご説明申し上げます。

歳入予算からご説明をいたします。6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第53号についての内容説明を求めます

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)の内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度紀北町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成20年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。第1款 水道事業費用は69万2,000円を増額し、4億444万6,000円に、その内訳は第1項 営業費用68万2,000円と、第3項 簡易水道営業費用1万円を増額でございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,869万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 資本的収入ですが、8,526万3,000円を増額して、6億777万9,000円に、内訳は、第1項 負担金6,600万7,000円を増額して、2億8,299万7,000円に、第2項 補助金は385万6,000円を増額の5,338万2,000円に、第3項 企業債は1,540万円を増額して、2億7,140万円に。

支出、第1款 資本的支出 8,488万 2,000円を増額して、8億 647万 5,000円に、この増額は第1項 建設改良費の増額で、計4億 7,478万円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

起債の目的と限度額ですが、簡易水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ770万円増額して1,540万円に、起債の限度額の合計は2億 7,140万円になります。起債の方法は証書借入れとし、利率と償還の方法は記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中(1) 職員給与費「9,459万 5,000円」を「9,527万 4,000円」に改める。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、15ページの実施計画説明書で説明いたします。

15ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第54号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは議案第54号について、説明させていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 町道古里江の浦線等道路改良工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 7,705万 7,400円
4. 契約の相手方 紀北町紀伊長島区島原1009番地
株式会社 平野組

代表取締役 平野 高義

平成20年 9月10日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

続きまして、この事業の経緯について説明をさせていただきます。

この事業につきましては、平成12年度から旧紀伊長島町で着手いたしました町道永長線道路改良事業山本踏切拡幅工事に伴いまして、JR東海との覚書を交わしております。その覚書によりまして古里江の浦線改良事業及び加田2号線道路新設事業を実施するものであります。平成16年から19年度まで測量、調査設計、用地取得、物件補償を実施してございます。今年度につきましては、工事を実施するわけでございますけれども、国土交通省との協議によりまして、古里江の浦線及び加田2号線が紀伊長島区加田地内での近畿自動車道紀勢線工事の工事用運搬道路として利用ができるため、国土交通省が費用を負担して紀北町がこれを受託して実施するものでございます。

続きまして、入札執行関係について説明させていただきます。まず、入札参加資格審査会を7月29日に開催いたしまして、入札参加資格は町内土木Aランク14業者に決定いたしました。次に入札の公告でございますけれども、8月6日、紀北町のホームページで公告を行いました。その中で競争入札参加資格申請書の提出期限を8月20日までと定めましたところ、入札参加資格業者14業者のうち11業者が入札参加申請書を提出いたしました。書類審査の結果、申請の11業者が要件を満たしておりましたので、この決定を8月25日に行いまして、入札の執行は8月28日でございます。参加申請の全業者が参加いたしました。設計額が、1億232万400円税込みでございます。入札の予定価格、設計額と同額の1億232万400円でございます。最低制限価格は7,704万2,700円でございます。入札の結果、株式会社平野組が7,705万7,400円で落札をいたしました。落札比率は75.31%でございます。

続きまして、資料について説明させていただきます。資料1、19ページでございます。この資料につきましては、工事費及び工事概要、工事期間を記載したものでございます。請負金額7,705万7,400円、また、工事概要につきましては、古里江の浦線及び加田2号線の施工延長、主な構造物等の数量を示したものでございます。工期につきましては、議会議決の日から完成予定が平成21年3月30日でございます。

続きまして、20ページの資料2についてご説明させていただきます。資料2は計画の平面図でございます。まず、古里江の浦線、資料の右側の部分でございますけれども、全体計画が171.5m、幅員が5mでございます。うち平成20年度施工といたしまして、131.5m、JRのこ線橋、橋梁部分14.5mを含むものでございます。残りの40mにつきましては、平成21年度以降の施工でございます。また、橋梁部分の延長14.5mにつきましては、別途、平成20年度事業として、JR東海に工事委託の予定でございます。

次に、加田2号線でございますけれども、左側の部分でございます。計画延長が222m、幅員が3mございまして、今年度すべて施工する予定でございます。

続きまして、21ページの資料3でございます。標準断面図でございまして、古里江の浦線及び加田2号線の標準的な道路断面を示すものでございます。

続きまして、22ページの資料4の説明をさせていただきます。紀伊長島区加田地内におけます紀勢線工事用道路の計画でございます。赤色着色の部分が古里江の浦線及び加田2号線でございます。黄色の着色が国道42号でございまして、青色着色の部分が近畿自動車道紀勢線の本線工事でございます。また、緑着色の部分が工事用運搬道路として利用するものでございます。

議案54号の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(正午 0時 00分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

議長

続きまして決算関係であります。まず最初に、認定第1号から認定第6号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

佐野代表監査委員。

佐野耕造代表監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

最初に、平成19年度紀北町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成19年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成19年度育英基金運用状況調書

平成19年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成19年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2. 審査の実施期間

平成20年8月19日

3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造、島本 昌幸

4. 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び

財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果誤りはなく、また予算の執行及び関連する事務処理についても正確に行われているものと認められる。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

25ページでございます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

また、行財政改革を推し進め、人件費のカットや補助金の見直しなどを実施するとともに、利率の高い起債の繰上償還などの工夫も見られ、経費削減に対する努力により、昨年引き続き基金残高の増額が見られる。

最近の社会情勢においては、依然として回復が見られない景気の中で、それを追い打つような原油価格の高騰が経済活動へ大きな影響を与えている。

こうした状況の下、本町においてもまず、健全な財政を構築することが必要不可欠であり、国・県からの依存財源はもとより、自主財源の確保についても努力されたい。

また、町税をはじめ、各種料金、使用料及び貸付金などの収納率が低下傾向にあり、早期に解消対策の抜本的な見直しなどに積極的に取り組む必要がある。

このことは単に財政面だけでなく、行政運営の基本である公正性、公平性かつ透明性の確保、とりわけ公平性の観点からも肝要であるので、一層の創意工夫を行い、効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努められたい。

また、起債については、やむを得ず借りる場合には、従前どおり交付税算入率の高い起債を選んで借りるなどして、後年度負担の軽減に努められたい。

なお、基金の管理についても、金融情勢を勘案の上、確実かつ有効な方法により管理することに努められたい。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想されるが、多様化・高度化する住民のニーズに適切に対応し、住民福祉の増進により一層努められることを要望する。

続きまして、平成19年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成19年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成20年 8 月19日

3. 審査を実施した監査委員

佐野 耕造、島本 昌幸

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、決算数字の詳細等につきましてはご確認をいただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

4 ページでございます。

所 見

平成19年度の水道事業会計決算は、利率の高い企業債を繰上償還するなどして、健全な経営の維持に対する努力が見られた。

しかし、地域の過疎化に伴い給水戸数が減り、年間有収水量の減少が見受けられるので、将来の経営に支障が出ないように、調査研究し、安定した経営の継続に努められたい。

平成19年度においても老朽管布設替工事や配水管布設替工事等を行っているが、町民に安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き可能な限り配水管の布設替えに努め、有収水量率の向上を図られたい。

また、水道使用料については、納付誓約書の徴取に応じない長期滞納者に対しては、紀北町水道事業給水条例第36条に基づいて給水停止措置をとるなどして、適切な滞納処分整理を行い、適正な料金の設定に努められたい。

以上であります。

議長

続いて収入役より、水道会計を除いた、認定第1号から認定第5号までの詳細説明を求め

ます。

川端収入役。

川端清司収入役

初めに、認定第1号から第5号までの5議案を一括して朗読いたします。

それでは議案書の23ページをご覧ください。

認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

続きまして24ページをお願いいたします。

認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

続きまして25ページをお願いいたします。

認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

続きまして26ページをお願いいたします。

認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

続きまして27ページをお願いいたします。

認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年 9 月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

それでは、その概要を説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は款のみとさせていただき、項以降の説明につきましては、主要事業の説明とさせていただきます。

（以下事項別明細書により詳細に説明）

議長

次に、認定第 6 号について水道課長より説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案書の28ページをお願いいたします。

認定第 6 号 平成19年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、平成19年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年 9 月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

続きまして、平成19年度紀北町水道事業会計決算書のほうをお願いいたします。

内容につきまして、まず13ページをお開きください。

1. 平成19年度紀北町水道事業報告

（1）概 況

ア 総括事項

本年度における本町の水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給し続けるため、引き続き老朽管の布設替えや、災害等に備えた緊急給水装置を設置するなど水道諸施設の整備、改修に努めてまいりました。

本年度末の給水状況ですが、給水戸数は 7,789戸で、前年度に比べ80戸（ 1.0%）減少し、年間有収水量は 224万 7,067m³で対前年度 1万 7,796m³（ 0.8%）減少いたしました。

（ア）収益的収支

総収益は 3 億 6,862万 9,025円（消費税込み額 3 億 8,405万 9,403円）、総費用は 3

億 2,410万 7,312円（消費税込み額 3億 3,638万 1,285円）となり、その結果、収支差引におきまして、4,452万 1,713円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金 1億 3,864万 1,853円と合わせますと、1億 8,316万 3,566円の当年度未処分利益剰余金となりました。

（イ）資本的収支

資本的収入の総額は 2億 7,944万 3,086円で、主なものは企業債 2億 6,730万円で、この内、企業債の繰上償還に係る借換債は 2億 6,500万円であります。

一方、資本的支出の総額は 4億 8,937万 5,153円で、この内、建設改良費は 8,348万 6,105円で、主なものとして、海山区においては、便ノ山浄水場の緊急給水装置設置工事、配水池耐震診断業務委託及び便ノ山地区老朽管布設替工事を実施しました。また、紀伊伊長島区においては、海野地区で古里・道瀬簡易水道と上水道の統合に向けた配水管布設替工事、中ノ島地区で漏水事故等に備え配水管のループ化を図るための配水管布設工事を実施しました。

次に企業債償還金は 4億 588万 9,048円で、この内、高利率の企業債に係る繰上償還金は 3億 582万 92円を占めており、本年度末の企業債未償還残高は 15億 7,247万 6,482円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2億 993万 2,067円は、当年度分消費税資本的収支調整額 297万 1,715円、過年度分損益勘定留保資金 981万 564円、当年度分損益勘定留保資金 1億 1,632万 9,696円、減債積立金 4,082万 92円及び建設改良積立金 4,000万円で補てんしました。

以上が、水道事業の概況であります。今後も適正な設備投資や有収率の向上に努めるなど、経営の健全化と給水の安定化に一層の努力をしております。

それでは、決算書の 2 ページから 3 ページをお願いいたします。

（以下決算書により詳細に説明）

議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

これより各議案の質疑に入ります。

なお、各議案については委員会に付託されることになっております。委員会での審査は十分にできますので、自分の所属する委員会に付託される案件については、なるべく質疑は自粛していただき、委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願い申し上げます。

議長

次に、日程第15 議案第46号 紀北町ふるさと応援基金条例を議題といたします。
質疑を行います。

松永議員。

17番 松永征也議員

第6条なんですけども繰替運用ですね。これはですね必要なんでしょうか。どのような趣旨でですね、この規定をされたのか、お聞きしたいと思います。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

すみません。現金につきましては、歳計現金に組み替えて運用する項目をですね、ほかの基金でも同じように設けております。それでこの基金につきましても、そういったことができるようにですね、歳入歳出予算にかかる現金で日々の支払いに充てることのできるような項目を設けさせていただきました。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

ほかの基金はですね、町費が原資となって積み立てしておるわけですね。それはわかるんです。この繰り替えということはですね、一時的に他の用途に使用するということやと思うんですがね、この条例はですね、町づくりのために寄附していただいた基金なんですわね。これを一時ほかのどこへ使ってもよいというような規定だと思うんですがね、これは寄附者に対してですね、失礼なことにもならないかという気がするんですけど。

それとですね、こういう繰り替えをしなくってもですね、うちはほかの財政調整交付金、基金とかですね、いろいろと基金がほかにあってですね、不要な規定じゃないんかいなと思うんですがね、ちょっとその辺も説明いただきたい。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

議員さん質問のとおり、おっしゃるとおりのことだと思います。ただしですね、ほかの一般会計等で不足が生じた場合にはですね、こういった基金からも運用して活用できるような項目の中で、第6条を設定させていただきました。

議員さん言われるとおりだと思いますけども、こういった措置をとらせてもらっております。実際には使うことはないと思いますけども。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、お言葉を返すようですけど、課長、先ほどの例示して寄附されるのはいいんですけど、税ですので、ふるさと納税という税の控除がありますので、それはできないと思います。こちらから行政のほうから例示をしてそれに寄附していただくのはいいんですけど、寄附者が選択して寄附をするということではできないと思います。今のところそうなっていると思うんです。

条例の受皿はわかるんですが、このふるさとの応援基金としての条例の設置はわかるんですが、寄附金の入金方法とか、前にも私も一般質問したんですけど、寄附者が対象分野を自由に選択できる例示をするということが大事なんですね。一本だけ、これして本人が何本もいろんな条例で決めて、寄附することはいいんですけど、それとか寄附金に応じた特産品の贈呈などとか、寄附したくなるような考え方というようなことは前に質問して、職員とも相談していい方法にしますという、町長の答弁がございましたけれど、そのようなお考えはどのようにされて、これを設置されたのでしょうか。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

基金の寄附をいただく場合のですね、うちのほうの設定しておる項目なんですけども、現在のところ細かい設定はしておりません。ただし、紀北町のホームページのほうで、一応うちのほうでお知らせしておるのはですね、現在、紀北町のほうにあります総合計画あります。その総合計画の中から5つの項目を基本目標に挙げてますので、その5つの基本目標をホームページの中では今のところ謳わせてもらっておりますけども。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

ホームページはわかるんですけど、どことも各県下の全国的な統一はされて、いろいろなPRされてますけれど、県下では。最近の情報ではそうなんです、はっきりそういうような例示をして寄附していただくのが、いい選択方法じゃないのかなと、何本も例示して選択していただくのが筋道だと思いますので、その辺の考え方に対してはどうしていくのかということ、それだけ答弁お願いします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

すみません。ちょっと言葉足らずだったんですけども、一応ですね、寄附の申し入れがあった場合には、ホームページにも出してあるように、こういった申込書をつくっております、その申込書の中にはですね、先ほどの私申しました5つの基本目標を例示して、いずれかに丸をしてですね、希望がある場合は丸をしていただいて、申し込みをいただいております。

それで、もう希望がない場合はその他ということで、特に希望がないということで丸をもらっております。今回いただいた方につきましてはですね、特別そういった希望がなかったもんですから、そのまま入れさせてもらっております。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

すみません。もう1点だけ、そうすると今この基金を設置して、それで寄附する人に対しては金額に応じて贈答する、特産品を贈呈するとかというようなことは、ことも全然考えてないということなんですか。それをどうしていくのかどうか、入金方法なんか振込自体でもね、クレジットカードとかいろんな振込方法もあると思うんで、そのようなことは全然検討されていないんですか、そこだけ答弁お願いします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

初めにですね、入金の方法なんですけども、一応このような形で申込書をつくっております。その申込書の中にですね、納付用紙による申し込みですね。それと郵便振替による申し

込み、それと現金書留による申し込みということで、今のところ3つの項目を選定させていただいてですね、本人さんのところに送らせてもらっております。

それと、あとお礼の関係なんですけども、物でするよりはですね、一応、今のところ考えておるのは物でするよりは、言うたら気持ちの中に残るようなことですね、できたら写真とかですね、あとケーブルテレビを利用した特集なんかを編集してですね、そういったものを渡せないかどうか、今検討中でございます。

議長

東澄代議員、3回なんです。

16番 東澄代議員

さっきの答弁違うんです。その振込用紙とか送ってというけれど、そうすると寄附者が送金負担、寄附金の送金料を負担するということなんですか、そこだけお願いします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

すみません。答弁漏れしました。振り込みにつきましては、ただいまのところ指定金融機関以外からですね、納付いただいた場合にはご負担いただいております

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

10番、管理の点ですね、第3条の2に有利な有価証券というのが出されておるんですが、ここでいう有利な有価証券に変えることができるというのは、具体的にどういうことをしているのか。

それから、それに関連してですね、第4条のところ基金の運用というのが出てくるんですが、この基金運用の具体的な方針というのですか、それがいいのかどうか、この2点についてお願いします。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

お答えします。通常はいただいたお金ですね、運用していく場合には定期の運用とか、普通預金での運用が多いかと思っておりますけども、いろいろ状況を見ながらですね、今考えており

ますのは国債とか、そういったものに運用できる場合があればですね、運用していくということで、この項目を設けております。

第4条の運用益から生じる収入といいますのは、ただいまのところ考えておりますのは、普通預金であり、定期預金であり、利息というのが生じてきますので、そういった利息が生じたらですね、積み立てていくものでございます。

議長

ほかにはございませんか。

中本議員。

14番 中本衛議員

私のほうからもちょっとお尋ねいたします。先ほど前者議員からも質問がありましたが、詳細な活用は今後、決定次第記載させていただきますと、こういうふうには海山のホームページに載ってますね。ただ、その前に5項目がある程度抽象的である文章が載っているわけなんです。ここら具体的に、いつごろどのように表していくのか、お聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

今後の詳細につきましてはですね、まだこれお認めいただいて、それ以後できるだけ早く決めさせていただきたいと、協議してまいります。

議長

中本議員。

14番 中本衛議員

できるだけ早くと言っておりますが、町長としてはですね、具体的にどのような、言うたら活用方法をお考えでいるのか、具体的な例、町長としての。

議長

町長。

奥山始郎町長

紀北町のまちづくりに資するものという基本的な概念ですから、特にですね、こういう奇特なご意思をよく尊重してですね、何か記念になるぐらいの支援とか、お金の使い方というのはあればいいなと思ってます。

議長

中本議員。

14番 中本衛議員

寄附してくださる方のね、思いというのがあるんですね、紀北町に対する。こういう事業があったら寄附したいなとか、あると思うんです。またある反面、そういうことをこの紀北町からどんどんPRしていかなければならないと思うんです。そやで目玉になるようなものをやっぱり執行部はピンッと考えて、そこらを詳細的に打ち出すべきだと思いますが、町長どうでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘になるような趣旨をよく踏まえてですね、考えてまいります。

議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

重複するようですが、私はこのふるさと納税基金ができる以前から、町の財政を考えて、どうたら税収が上がるかと考えたときにですね、僕はこういう友人がおるんですね。年若い母を残して都会に出て頑張っておると、田舎の皆さんに随分世話になるんでということをおね、盆正に帰ってきては区にお礼をしたりしておるわけですよ。もっと大きなお礼ができんかという話があったもんですからね、是非、君の住所を長島に移して、今で言えば紀北町に移してですね、税金を払っていただけんかと、こう相談したことがございます。

ところが、今現在長島区にございます回生病院のオーナーもそうですけれども、住所は紀北町にございません。皆さんもご存じかと思いますが、回生病院さんは鈴鹿で大きな事業をやっておられます。その土地で事業をするということになりますと、その土地の金融機関はもちろんのことですね、その市町村からもいろんな応援、援助があるわけですよ。そういった義理に縛られて、なかなか住所を持ってきていただけない。

その反面、今、当町でも一番高額納税者になっておられる方は、長島区の海野浦というところある、あるお医者さんなんですね。そのお医者さんは大阪で病院をされておるわけなんです。ですけれども、その方の住所はこちらにある。だからそういった意味でもですね、私は個人の税金はもとより確保するためにも、こういった優遇されたこのふるさと納税ができたんですから、前者議員、皆さんがおっしゃったようにですね、明確にですね町長、方向性

を打ち出して、こういうことをやりたいんだと、これもやりたいんだと、お年寄りのためにこういう施設を建てたい。この地区のためにこういう防災拠点をしたい。明確にいくつか立てておけばですね、やっていただけたと思います。

私はまたこうやって問題としてですね提示された、動きかけたことは非常に嬉しいんです。ただ他所の県も市町村もどんどん動いてますので、これを機会に是非やっていただきたい。重複するようですが、町長にですね、今後このままで足踏みせずに進めていく意向があるのかどうか、お尋ねしたいんです。よろしくお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご提案だと思って受け止めておりますが、とにかくこのふるさと基金、寄附金についてはですね、有り難く受け取らせていただいて、指摘されるような非常に特別な効果的なものが考えられれば良いと思って考えてまいります。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

私ね、ちょっと不安になってきたわ。これね私気になる。今、前者何人か言われて、実は前にこれもう亡くなられて、大分前に亡くなられた当町出身の企業家として成功された、中川利吉さんが亡くなられたあと、ご遺族から高額な寄附をちょうだいして、これは旧紀伊長島時代、生れは旧海山ですから、当然旧海山も相当高額寄附されたんじゃないかと思います。長島確か500万円ぐらいちょうだいしたんじゃないかな、500万円じゃなかったかな。

で、私はそのときに中川基金という名前を残すべきだと言ったのが、何か福祉基金か何かにごちゃごちゃ入って行って、今多分もうないと思いますよ。どこへ消えていったか、残ってますか。だから私、今の不安になってきましたわ。実は私この紀北町出身者にこのふるさと基金をお願いしておる経緯がある。この運用というよりも資金の使途はね、これきちんと町内に審議会つくってください。そのときの担当課とか、その辺の、ああちょっとこの日にあるからこうというような使い方されたんでは、私不安になってきた、今の前者のに対して。

1億創生以後の今ある地域づくり基金か、あれも審議会か審査会が設けられておるはずやけども、実際にきちんとそれが機能しているかどうかというのも、ちょっと不安な要素あるんで、第三者を含めた、このふるさと基金の使い道の審査会、審議会をつくってください。

そうでないと、何か不安、私、今不安になってきました。皆さんの前者のご議論聞いていて、いかがですか町長。中川さんのお金残ってます、ご寄附は。もうないと思いますよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

当町の以前のそういう事実もあったことはうっすらと覚えていますけどもね、今議員がこの基金の使い方等についての審議会をつくれというご提案ですが、検討させてください。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いや念のためですが、さきほど私具体的にお聞きした中川さんの、これは旧海山にも多分寄附はあったんではないかと思いますが、紀伊長島にあったぐらいですから、その現在残高ありますか。誰か知っている人、例えば住民課長あたり知っておるやろ。総務課長か、知っておる人はおるはずやで、残ってますか。多分残ってないんじゃないかという気がするけど、委員会で調べてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

その基金、中川氏の基金としてきちっと明記されたものは、今のところ私はわかっておりません。ただ、白浦にある旧中川氏の別荘は町へ寄附されて残ってます。現金はわかりません。以上です。

6番 北村博司議員

総務委員会調べてください。

議長

他の方、質疑される方ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終わります。

議長

次に、日程第16 議案第47号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで質疑を終わります。

議長

ここで3時まで、暫時休憩いたします。

(午後 2時 50分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 00分)

議長

次に、日程第17 議案第48号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑については分割して行うこととし、まず7ページの第2表の債務負担行為補正から16ページまでの歳入についてと、歳出については17ページの1款議会費から28ページの6款商工費までと、28ページの7款土木費から46ページの給与費明細書までを分割して質疑を行います。

まず7ページの第2表 債務負担行為補正から、16ページまでの歳入全般についての質疑

を行います。

質疑される方はどうぞ。

松永議員。

17番 松永征也議員

債務負担行為なんですけれども、あまり詳しい説明がなかったのでお聞きしたいんですけどもね、この債務負担行為2件ありますけれども、これ後年度に支出が伴うものということで、慎重に扱っていかなければならないものやと思うんですが、この2件についてですね、この債務負担行為の契約、どこでされておられるのかね、ちょっと説明をしていただきたいと思っています。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

松永議員のご質問にお答えさせていただきます。債務負担行為の件なんですけど、当然21年度にかかる予算の分なんですけども、契約はまだしてございません。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

松永議員のご質問にお答えします。土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金の件ですが、今回ですね、9月の補正予算で山本の排水機場の修繕400万円を計上いたしました。それに対しまして、拠出金といたしまして全国の土地改良事業団の連合会、土改連ですね、そちらのほうへ工事費400万円に対しまして30%、それを5年間で均等に拠出するということになっております。それに対しまして今回ですね、20年度から24年度ということで、5年間の期間、毎年26万円になります。この104万円につきましては21年度から24年度の4年間の分です。20年度につきましては、予算のほうへ計上させていただいております。26万円です。以上です。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

13ページと15ページの関連ですけれども、まず13ページのですね、県支出金の農林水産事業費補助金ですが、この説明ではですね、この農山村再生モデル支援事業費補助金となって

いるんですが、これだけでは非常にわかりにくいので、この説明の内容ですね、これについて説明を求めたいと思います。

それから、次の15ページの諸収入の中の農林水産業費受託事業収入ですが、緑資源については名称変更により減額し、次の森林総合研究所のほうに増にされたというふうに説明を受けましたけれども、この緑資源いろいろ問題があったということはマスコミでも報道されまして、承知しておるんですけども、もう緑資源というのはなくなったんでしょうか、その点の状況がわかっておればですね、説明を求めたいと思います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

岩見議員のご質問にお答えいたします。13ページの県補助金、農林水産業費補助金の農業費補助金35万円でございます。これにつきましては申し訳ありませんが28ページ歳出の、観光費のところに観光活性化対策事業費の増ということで、35万円あげております。ということで、この観光活性化対策事業というのは、体験型の観光を受皿にするということで、ほかに情報交換、PR等行うということなんですが、そういうことで農村漁村再生モデル支援事業費補助金ということで、体験型ということで農業、林業、水産業ということで、例えば農業であればみかん狩りをするとか、漁業をするという形で、その活性化につながる補助ということでございますので、これに充てるということでございます。

それともう1点、15ページの受託事業収入の緑資源機構の関係ですけども、これは今年の4月1日をもって緑資源機構から独立行政法人の森林総合研究所のほうへ移ったということでございます。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

6番、歳入12ページの総務費補助金、裁判員候補者名簿調整のため、その住基システム改修費交付金の増ですが、本町で住基ネットへの接続を拒否している人は何人いますか。現実におけるはずですが、その人を勝手に裁判員の名簿調整のために住基システムを使っているのかどうか、接続拒否している人たちの同意を得ているのかどうか、得るのかですね、お答えいただきたいと思います。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。申し訳ございませんが、今、私のところですね、住基ネットに接続しておる方の人数については、把握はしておりません。

今は次のですね、ご指摘のありました、もし拒否されておる方がいたとしてですね、その方の承諾を得ておるのかということについてもですね、今のところその方に対してですね、アクションはまだ起こしておりませんので、今後、どのような形でその方等がおる場合ですね、やっていくかは検討したいと、このように思います。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いやいますよ。旧紀伊長島で3人ぐらいいるはずですよ。間違いなしにおります。私が言うておるのやから間違いありません。すでに接続拒否した人がいるんです。その後、接続に同意した、その中で同意した人が出たかどうかは知りません。旧海山でもあるはずですよ。これ櫻井よしこさんがですね、ジャーナリストの。全国的に呼びかけてましたからね、接続を拒否しようというところで、それに賛同して拒否した人が全国的にかなりの数あります。

だから、私は承認がいます。勝手に裁判員の、これは裁判員は国民の義務になったんですが、一方でそのために拒否しておるネットに接続拒否しておる人を勝手に選んでいいのかな、これ。憲法上、私は問題が出てくると思います。

それと地方議会の議員は、これ裁判員の拒否する理由になりますか。議会日程と裁判の多分その辺はお調べやと思いますからね、賢明な住民課長。これは限定されておるはずやね、裁判員を断る理由になるのは。地方議会の議会日程との調整というのは理由になりますか、お答えいただきたいといます。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

誠に申し訳ございませんけれども、ちょっとその辺については今把握してございません。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

今、2点ともわかってないということやったんで、これはどういうふうになりますか。答弁が両方とも出ないんで、その住基ネットの接続を現時点でも拒否しておる人は、町民の間に何人あるんかということの把握と。

それから裁判員の、今回の裁判員の制度の中で、例えばここで22人いる、三重県では大体500人に1人ぐらいの多分確率で裁判員が来ますから、この22人の議員の中にも多分出てくるはずですよ。それを断れるかどうかというね、これはどこへその回答は、いつ、どの時点でいただけますか、議長。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

この予算につきましてはですね、住基ネットへつなぐための予算ではなくてですね、総合住民情報システムの中に18歳以上の方を拾うためのプログラムを入れ込むための費用でありまして、住基ネットへつなぐシステムではございませんので、そこについてはですね、今後、総務課のほうが担当してはいますが、裁判員制度の運用については。そのところですね、検討されるということだろうと思います。今のご指摘の点につきましては、そのようなことでご理解を願いたいと思いますが。

6番 北村博司議員

答弁はいつ出るの、どこで。

議長

私に対してですか。

6番 北村博司議員

いやいやだから確認してください。いつ答弁がもらえるか。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

実はそこまでですね、具体的なものはうちのほうでまだ議論しておりません。それで一度調べましてですね、国のほうにも問い合わせるなりいたしまして、ご返事をさせていただきたいというふうに思います。適時やらせていただきたいと思います。

議長

ほかに質疑される方。

東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番、12ページですね、13款国庫支出金の 2 項国庫補助金、7 目消防費補助金なんですが、節ですね、総合流域防災事業費、いわゆるハザードマップの調査費とこうなっておりますが、その前に節として総合流域となっておりますけれども、すべての流域のハザードマップと判断してよろしいのでしょうか。殊更、なんで今ごろまたハザードマップかなと、こう思うんですけれども、もうすでに何度も何度もハザードマップを見せていただいたりですね、ある地区においては何メートルの津波が来たら、この町はこうなるんですよって、恐ろしいようなビデオもを見せていただいておりますよに私はとっておるんですが。

であるのに、次に打つ手はこれだけ波がくるからこういう防波堤をつくるんだというのならわかるんですけど、その映像を見せていただいただけで、夜も寝られんという方もおるわけですね、いまさら住民を脅すための、またハザードマップをまたつくるのかなと思いがら見ておったんですけれども、いわゆる総合流域、いわゆる河川の河口のほうのことですか、ちょっとそれをお尋ねします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

東議員の質問にお答えします。総合流域防災事業費のこの補助金でございますが、2 級河川ですね、洪水ハザードマップの作成の補助金でございます、今回 4 河川が該当しまして銚子川、それに船津川、赤羽川と三戸川ということで、今回 4 河川のマップの作成をいたす補助金でございます。

議長

東篤布議員。

1 番 東篤布議員

いわゆる河川のハザードマップということは、この前の災害のあと各河川がですね、整備していただきましたけれども、例えばこういうことなんでしょうか。安全な河床高があります。堤防高これだけです。どれだけの雨量でこれだけの水が増えてくる。そういった具体的に住民の方々がわかるような、そういった河川独自のハザードマップをつくっていただくと、こう判断してよろしいでしょうか。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

おっしゃるとおりでございます、河川の区域の氾濫を図示にしましてですね、どこどこは何メートル、どこどこは何センチというような形でですね、色塗りをした形で、各河川ごとに洪水ハザードマップができます。以上です。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

以上、終わり。

議長

総務委員会でございますので。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで歳入までの質疑を終わります。

次に、歳出17ページの1款議会費から、28ページまでの6款商工費までの質疑を行います。
質疑される方。

玉津議員。

7 番 玉津充議員

7番、18ページの一番下のところなんですけど、町税過誤納付によるということなんですけど、この過誤納付というのはどういうものなのか、またなぜ発生したのかというのを教えてください。

それからもう1点、24ページの下のところのリサイクルセンターですね、燃料費、修繕費、これが相当増えておるんですが、これの内容を教えてください。

なお、燃料費については多分、原油の高騰等が原因だろうと思われるんですが、それだけじゃなくって、値段が上がったからということで、節約をしてですね下げるとか、効率のええことを考えておるとかということもありましたら、あわせてお願いしたいと思います。

それからし尿処理場も同じ経費なんで、一緒をお願いしたいと思います。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

ただいまの18ページのご質問なんですけども、諸費の件なんですけども、町税の過誤納、これはですね19年の税源移譲に伴うものでございまして、19年度で所得税がかかった方で、何らかの理由で所得が減って、20年度でかからなかった人が対象でございまして、そういう方に所得が確定した時点で、税務課のほうから個々に通知をさせていただきました。この方の通知というのは、町内の方 741件と、町外の方 162件、個々に通知させていただきました。

さらにはですね、申告者が少なかったものですから、7月に再度、まだ申告されてない方にハガキを今度出させていただきます。結果ですね、574名の方が申告をしていただきまして、その差額分を税率の違った差額分を町税のほうから還付するというものでございます。以上です。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

24ページですね、リサイクルセンターの燃料費と修繕費でございますけども、燃料費につきましては5,200万円のうち2,700万円と、修繕料については2,500万円の今回補正をお願いしているところでございます。

燃料費についてはですね、海山リサイクルと長島リサイクル、合わせまして約60万2,000ℓぐらいの年間の量があります。その中で、当初は70何円台でですね試算をしております、当時4,500万円予算を計上して認めていただきました。そのあと4月から7月の実績においてはですね、平均して92円ぐらいの燃料費の高騰でございました。その間、約18万8,000ℓの灯油を使ったところでございます。あとですね、8月から3月の予測として、残りの41万4,000ℓぐらいこれから使うと予想するんですが、その量につきましてはですね、燃料130円台の燃料代ということで試算をさせていただきました。約7,200万円の燃料費が要ると予想されまして、当初4,500万円をお願いしておりましたので、差額2,700万円燃料費を今回お願いするものでございます。

それから修繕料につきましてはですね、海山リサイクルセンターで成形機のダイスといって、このRDFをつくる機械があるんですが、それらがですね、あと脱臭炉の活性炭の取り替えとかございまして、海山リサイクルセンターでは1,300万円の修繕料でございます。

それから長島リサイクルセンターにおいては、ごみクレーンのブレーキ類が少し緩くなったということで、約1,200万円の予算をお願いをしているところでございます。

それからですね、燃料費の高騰によってどのような節約をしておるんだという質問でござ

いますけども、これについてはリサイクルセンターは施設を立ち上げるときに、低温ですと燃料費が要りますので、高温に保てるように日々努力をします。その中で海山リサイクルセンターについてはですね、この間、燃焼炉の修繕をしていただきまして、燃焼効率が良くなったということで、助燃バーナーの灯油が使わなくなったと、それからRDFを4割燃やすんですが、燃焼効率が良くなったということで、そこら辺もRDFの量を少し増量して燃費の節約に努めております。

また、長島リサイクルにおいては、週日運転というか、火曜日から金曜日まで4日間連続してですね、昼の間だけなんですけど、連続をして機械を高温に保つように努めてます。その中で乾燥機は温度を上げるのに灯油が、燃料が要りますので、乾燥機の温度を高温に保つように努力をしています。

また、脱臭炉ですね、脱臭炉の温度なんですけど、少しこの温度を抑えることによって、灯油の量が節約できるということで、そこらへんのところですね、今、職員が努力をしてですね、節約をしておるところでございます。どうぞご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

18ページの過誤納付の件なんですけど、説明よくわかったんですけど、何かこの過誤という言葉がね、お宅らの業務で何か間違いがあって起こしたのかなというふうに、こう思うんですね。この誤りという字がですね。やっぱりこういう場合でもこの表現使うんですかね。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

そういう使い方をします。要はですね、税金を納め過ぎた方ですね。重複もそうです。そういうことでございます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

24ページのところなんですけど、これはちょっと答弁漏れておるんですわ。リサイクルセンターと私、し尿処理場もあわせてという質問しましたんで。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

大変申し訳ございません。し尿処理の修繕料でございます。これについては2,460万円をお願いをしております。これはですねUF膜の取り替え修繕ということでございまして、生物処理行程とかですね、凝集受の処理行程がございまして、それぞれ2系列ずつでございます。これについては1系列はですね、2年ほど前に取り替えをさせていただきました。あと3系列についてはですね、5年ぐらい経っておりまして、この機械についてはですね、汚泥をその中へ入れて細菌をその中で浄化をしてですね、新しい水を出すということで、これはですね、細菌を通さないほどの目の細かい合成高分子性のろ過膜ということで、これをUF膜と呼んでおいてですね、その膜の取り替えをお願いしたいと考えてます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

先ほどからの燃料の高騰の話でね、効率良く使うことを考えていただいております、いいと思うんですけど、またこういう施設持っておるところたくさんありますよね。そういうところで、そういう情報をですねいろいろ集めて、こういういい方法やっておるんだとか、どうかという、そういう研究会とか勉強会みたいなのをなさっておるんでしょうか。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

他所にもですね、いろいろと燃料については聞いておるんですが、他所で聞きますと、やっぱり大手のところはですね、町外というか、広域でやっておるところありますので、町外からですね、直接取り寄せてるというところがございます。ここに関しては町内の業者を使いたいということで、町内業者に入札をしていただいております。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

19ページの税務総務費なんですけど、ほかの科目はほとんど人件費が減になっているんですけど、ここは増えておるんですけど、内容についてお聞きしたいのと。

それから委託料についての 597万 8,000円、これはどのような内容のものか、お尋ねします。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

お答えします。ここはですね人事異動による人件費の増となっておりますが、当初ですね、人数的に今回13名の職員がここから支払われているわけなんです、当初12名の職員の、給料の分でした。それに伴う共済費とか職員手当の分でございます。

続いて、税務の一般事務費の増なんです、電算事務の委託料と地方電子化協議会の会費ということで、これは6月にもご承認いただいた65歳以上の方の年金受給者の特別徴収にかかるシステム改修の経費でございます、内訳はですね、システム改修業務委託として20年度分で 346万 5,630円、それからeL-タックス審査、これもシステムの導入業務なんですけども 248万 625円、それからあとですね、このeL-タックスのシステムの保守業務、この委託料が3ヵ月分で3万 1,500円と、あとですね年金の保険者からの給与の支払い報告書、年金のですね、これを取りまとめるところの会費が町民1人当たり1円ということで、2万 2,000円組ませていただいております。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

入江議員。

11番 入江康仁議員

どうも、もう簡単にやります。24ページの清掃費の中の塵芥処理費、課長、この私去年ですね、この燃料費いろんなあれからも海山の施設が止まったときにね、1つの施設にまとめたらどうだと、長島でやっとなね、それで直してからはまた海山も使うよということで、今、分担してやった予算が今年の当初では、3億 440万円約ね。そして補正 5,200万円で3億 5,700万円になるわけですね。そして去年の予算額は2億 8,200万円ですわ。大体これで見えていってもですね、大体 7,000万円の単純にあれば安くできるわけですね。

そして先ほど課長が言われたように、高温を保つためにはですね、別に4日、5日、6日で1週間私続けてもいいと思うんですわ。長島やったら長島に集約してですね。そういう中でですね町長、このいろいろないろいろな勉強をしてないか、また他町村でそういういろいろなことをやっているところはなかったかという前者議員も質問しておったけど、町長

やはりこういうようなですね、無駄を省くようなこともできるんだったら、私はあのときにもう海山一時止めてですね、長島へ集約したらいいだろうと、そして施設はやはり償還期限いろんなような償還もあるから期限もあるから、そしてまた故障もあるから、海山は定期点検なりに保守点検なりはしながら、何かあったときに使ったらいいと、また盆や正月にはごみが増えるから、そのときも2つに分けて使ったほうがいいよという中で、現実、このような差額は町長出てきたわけですね。だからやはりそういうようなことで、現実に下げられるんやったら、町長もうすぐに実行してやったらどうですか。そういうとこの答えちょっと町長に答弁いただきたいんですけど。

それともう1点は、この契約内容ですね、油の。大体半年か1年というような契約期間だと思ったんだけど、これは今はもう原油が上がったら、どんどん上がるんだったら、町に対してもいろんな委託業者があるけど、それらは1年取ったら1年、その通常の数額になっている。今、私ら運送屋でもいろいろやっているんですけど、サーチャージ制というて、その上がった部分に対しては申請したら出せるよというようなことの中で今制度あるけど、そういうところのことは考えて、やはりそういうある程度この契約内容ちょっと教えていただきたい。その中でちょっと聞きたいと思うんでね。契約内容、油の。先ほど地元業者というたけど、どういう条件でやっているのかと、それをちょっとまた教えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江議員の提案を、前の、さきの議会でも言われたかと思いますがけれども、これはですね、海山区のRDF処理場と紀伊長島区のリサイクルセンター、両センターですね。これを統合していくということは、我々の大きな課題になっております。短時間でそれが切り替えることができるかどうか、これも大変難しい問題があってですね、すぐに職員のことはどうするんや、それから配車のことはどうするんや、いろいろのことがあるもんですから、しかし、これはずうっとこれからも検討材料として、何らかの結論を出さなきゃいかんというふうに認識しております。

ですから、これは今すぐにはようしませんけれども、経費削減ということも勘案してですね、これは取り組んでまいりたいと思います。

議長

倉崎環境課長。

倉崎全生環境管理課長

燃料費のですね入札の件なのですが、以前は半年間の期間で契約してました。その中で、値上がり等が値段の変動が多いということで、前回3ヵ月で入札をしたんですが、それでもですね、近年何日単位で変動がございまして、いろいろと差が激しいもんですから、今はですね1ヵ月の単位で、皆様に入札をしていただいております、リッター当たりいくらということで入札をしていただいております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、私もね町長、今からどうだと立案したんじゃないんですね、前のときにも。現実にはやって実績があるから、それに伴って質問させてもらったんですよ、町長。現実にあの海山のリサイクルセンターが止まったのは、約1年間止まりましたね、町長1年近く、どんだけやったあれ、その実績があるから僕はそれに伴って言った。そして約1億円ぐらいの削減ができるんじゃないかということまで、私言わせてもらったわけですね、町長。

その今町長は、職員の配置いろんなことも考えてと、総合的に考えておると言われたけど町長、やはり厳しい財源の中でやっているんだという、いつもの町長の答弁、大変厳しい中でやっているんだしたらやっているように、やはりそこは町長の配慮で、しっかりちょっとやっていただきたいなと思っております。

だから、大体今すぐってできないけどと言うたけど、大体どれぐらい、来年度にはそんならその一つの形はできてくるだろうか、その町長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

それで課長にはその契約ですね。ただ油の契約だけではなくて、いろんな町の委託業者に関してもそういう油でたくさん差が出るようなところは、やはりそれも考えたらいかんよということだけ、ちょっと申し置いておくんで、よろしくお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは今も申し上げたとおり、町にとってですね、非常に重要な案件だと思っておりますんで、一つずつ慎重にこれをクリアしながら取り組んでまいります。どうぞよろしく。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

いやいやそのさ、一つと言われると何を具体的に一つひとついくのかなというのを、ちょっと聞きたくなくなるわけや、町長。やっぱり具体性にあなたも一つひとつと言うのやったら、その具体的なもんをちょっと副町長と相談しながらでもいいから、ちょっと答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

一番大きなことはですね、もう少し経費削減する中でですね、職員の配置の適正化がどれが一番いいのか、それからもっとそれに関連してですね、選別を町民の皆様にご協力をもっと願えんかとか、それからもっと外部的にですね、活用する方法はないかとか、いろいろありますよね。その辺等を協議、検討してまいりたいと思いますので。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

3番、18ページなんですけれども、臨時職員の賃金の増で、支所及び出張所になっておるんですけれども、支所とか出張所はすべて臨時職員になっているのではないかなと思われるのですが、これは場所はどこなんでしょうか。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。島勝出張所に臨時職員を1名配置させていただきました。と言いますのは、この3月31日をもってですね、これ現業職であったんですが、正規の職員が定年退職をいたしました。そのあとですね臨時職員を配置した関係でですね、今回この臨時職員の賃金を計上させていただいたというものでございます。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

合併と同時に、ほとんどのところが私は公民館、支所とかは臨時職員だったと思うんですけども、現業の方は特に島勝ではほかの支所と違う、臨時でない特別な現業の方を置いてあったということは、特別な業務が島勝にあったのでしょうか。引本の支所とか、また引本の支所なんかも臨時職員なんですけれども、島勝が現業だったというのは、その理由があったのだと思うんですけども。

議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

旧町の時代からですね、この正規職員を島勝出張所に配置をしておるということでありますね、その経緯についてはちょっと存じておりませんが、特にですね島勝出張所と、ほかの出張所の違い、引本出張所につきましてはですね、船員手帳等の登録等が他の出張所と違うところがございますが、ほかのそれ以外はですね、ほかの出張所と違わないと、そのような認識でございます。

議長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで歳出の議会費から商工費までの質疑を終わります。

次に、歳出の28ページ、7款土木費、46ページの給与費明細書までの質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

12番 平野、3点ほどお伺いします。29ページの前浜トイレ管理事業費の増ということで13万円なんですけども、これは当初で役務費が4,000円ですか、出ておるだけなんですけど、今回役務費がこの補正で出された理由についてちょっとお願いします。

あと30ページの住宅費の木造住宅耐震補強事業費の増ということで62万1,000円、これまで当初で240何万円出ておるんですわ、確か。60万円のあれで4軒ということで、今回62万1,000円ということで、多分1軒分が補正で見られたと思うんですけども、これ当初4軒で、もう1軒すぐに補正で出されておるんですけども、その理由についてお願いします。

あと31ページの消防費の海山消防署改修事業費の増なんですけども、これは当初出されず

に会議費の何か改修ということで、当初に出されずに今回補正で出されたんですけども、これらについて、また本来でしたら当初で出されるべきもんだっただんじゃないかなと思うんですけども、その点についての説明をお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず29ページのですね、前浜トイレの管理事業費でございますけども、今回手数料で13万円増の計上をいたしております。この今、議員が言われましたですね、当初でございますけれども、当初施設の施設管理といたしまして、保守点検委託料の中で浄化槽点検を業者と契約いたしております。これの予算計上につきましては当初予算17万 7,000円でございます。

ただ、今回補正で計上いたしておりますのはですね、前浜、特にイベントが多いということで、7月の燈籠祭、それから港市ですね、その関係で浄化槽の規模に比べまして利用者が多いということで、汚泥の引き抜き回数が当然多くなっていくということでございますので、今回、保守点検委託料とは別にですね、手数料として今年度内に二度の、2回の汚泥の引き抜き料を計上させていただいたということでございます。

続きまして、30ページの木造住宅耐震補強事業の62万 1,000円の増でございますけども、これにつきましては当初ですね、4戸の事業補助金を計上いたしております。これにつきましてはですね、県並びに町の補助金ということでございまして、20年度からですね、制度改正がございまして、今申し上げました県、町の補助金に対して国の補助金が増加されたということでございますので、当初計上しております4戸のうちですね、所得制限等もございまして4戸のうちですね、3戸分の1戸当たり20万 7,000円を計上いたしまして62万 1,000円ということでございます。以上です。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

平野議員の質問にお答えします。海山消防署の改修の件でございますが、当初の予算でなぜ上がってなかったんかというご質問でございます。庁舎とですね、消防署の耐震の工事が当初のときには入ってございまして、その工事が終わりましたんで、この時期に補正であげさせていただきまして。以上でございます。

議長

ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、土木費から給与費明細書まで質疑を終わります。

これで一般会計補正予算に対する質疑は終了いたします。

議長

次に、日程第18 議案第49号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第19 議案第50号 平成20年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第20 議案第51号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第21 議案第52号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

次に、日程第22 議案第53号 平成20年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第23 議案第54号 町道古里江の浦線等道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第24 認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず歳入全般についての質疑を行います。歳出については37ページの1款議会費から、79ページの6款商工費までと、79ページの7款土木費から113ページの財産に関する調書までの3分割で行います。

それでは、11ページから35ページまでの歳入についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北村議員。

6 番 北村博司議員

6 番、この19年度の決算を調整してみてですね、18年度についてはかなり県内の中ではどの位置でしたか、17位、18位あたりかなり、特に公債費の残高あたりで状況としては悪かって、その後、前任の副町長が大変ご努力なさって、29億ぐらいの財政の改善をやられた。この19年度決算で県内における、県内の市町におけるですね、どのぐらいの位置にありますか。決算数値がですね、特にその前大変弱点が目立った公債費残高なんかは、改善されていると思いますが、ランキングをお示しいただきたい。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

すみません。お答えさせていただきます。申し訳ないんですけど、まだ県下の状況のですね、決算状況の資料がないものですから、まだちょっと今のところわからないんですけども、実質公債比率についてはですね、改善が見られまして、紀北町の場合18年度はですね、ほとんど29市町村の中で一番悪いほうにあったと思うんですけども、現在は下から数えて6番目ですか、若干の本当に改善なんですけども、そういった状況でございます。

6 番 北村博司議員

公債費残高ね。

塩崎剛尚財政課長

はい、実質公債費残高。

議長

北村議員。

6 番 北村博司議員

18年度最下位だったのが、尻から6番目に上がったと、5つぐらいランク上げたということなんで、紀北町より下のランクはどここの市町ですか。これはね堂々と、私はね、あるほかの自治体の三役の人が紀北町は何にも合併特例債も使わんと、我慢してやっておったんやから良くなるのは当たり前と、これも財政運用のひとつ大事な部分でね、それをあんなものようになって当たり前みたいな言い方をする、自治体の三役がいたんですわ。私はこれけしから

んと思いますよ。大変本町の場合は財政の改善に相当に努力した。努力した結果ですわな。繰上償還し、一方では基金を積み立てて、積み上げてここへ来ておるんで、ひとつこれは堂々とですね、そうじゃないんだと、町民の皆様によっぱり披瀝なさるべきです。

ランキングが5つ上がったって、これは大変なことですね。それこそ駅伝で言えば相当目立っておるわけですよ。これは町長なり財政課長、堂々と今から披瀝してください。この改善ぶりを。

議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

19年度ですね、三重県市町村内の健全化判断比率の中の実質公債比率がですね、県のほうで暫定的に公表されていますので、それに基づきまして、うちのほうが下から6番目だったんですけども、一番悪いところが四日市市が一番悪い状況であります。それでやはり南郡のほうですね、ちょっと御浜町が3番目ですか、伊賀市が2番目になってます。大紀町が4番目になってます。またこの資料皆さんにお渡ししたいと思います。尾鷲市が下から数えて18番目かな、上から数えたら10番目ちょっとぐらいだと思います。尾鷲市は中間よりは良いと思います。これ一概にですね、実質公債比率でありますので、一概にこればかりで判断できるわけではないんですけども、そういった状況であります。

6番 北村博司議員

これで自信のほどを披瀝してください。頑張ったんですから。

議長

町長。

奥山始郎町長

あれですね、基金残高が約10億円から19億円ぐらいまでに上がってきたということと、それから起債残高は146億円、合併当時ですね。それでそれが徐々に減って行ってですね、おそらく19年度では125億円ぐらいになるだろうと、そのように思ってますんで、これはもちろん議員の皆様はご理解、ご協力いただいた結果ですけども、各担当課もよく頑張ってますね、特に財政のほうでは長期展望に立ってですね、行財政改革を実施した結果であると、私は評価させていただきたいと思います。

議長

ほかにはございませんか。

川端議員。

5番 川端龍雄議員

固定資産税の件ですけども、この現在、今、収入未済額は2億3,600万円ありますし、この過年度分で現在3,600万円ですか、今年度ですか、それで前回2億円ぐらい過年度分残ってますけども、今後というのか、今まではこれは全然増えてきておるんか、この過年度分のは徐々に減っておるのか、やはり2億3,600万円というのと、この今の固定資産税ですか、かなり大きいと思いますけど、どのようなこの今後、この今の収入未済額とか、それを解決というのか、していくようなお考え持って対策するんか、その点ちょっとご答弁願います。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

固定資産税にもかなりあるわけなんですけど、全般に町税をですね、最近なんですけど、庁内にですね滞納に関して委員会を、どうしていくんかという委員会を設けましてですね、この間結果が出たところなんですけど、まずは滞納者に対して、納付誓約は、納付相談とかはもちろん進めていかならん中で、口座振替等ですね、積極的に進めていくという考え方で、現在進んでいます。

決算書を見ていただいて未済額とかですね、毎年かなりあるんですけども、滞納分は当然徐々にですが増えてます。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

これ今、ずうっと増えてきておるんかさね、減ってきておるんかということも、ちょっと含めて、それ以外にも不納欠損額が約1,000万円ありますわね。この積極的な何か対応というのか、対策というのはお持ちなのか、どのようなその今後少しでも収入未済額を減らすというような対策をお持ちなのか、その辺も今計画というのか、今後どのようにやっていくということをお考えを持っているなら、ひとつそれを答えていただきたいと思います。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

先ほども申し上げましたが、その滞納者に対してはですね、積極的に納付相談等進めてま

いりまして、最近もですね、もう納期の遅れた方も含めて過年度たくさんある方も含めて通知出させていただきました。

ところが、納付誓約を取った人が1割にも満たないというのが、今の現状でございまして、もちろん各課共通の滞納に関しては問題もあるところなんで、先ほども申し上げたように、口座振替の積極的な推進と、あとは法的手段も踏まえて考えているところでございます。

不納欠損につきましては、もう法的に時効を迎えたとかいろいろございまして、その分についてここへあげさせてもらった額でございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

補足をさせていただきますが、税だけではなくてですね、料金の徴収率を向上対策をしていくという、この対策検討委員会を立ち上げてですね、副参事をトップにしてですね補佐、それから主幹、係長の、特にこれは4課、税務課、それから住民、建設、水道というふうにしたんですが、昨日やったのはそれへプラスして保健福祉と教育を加えてですね、まず広報活動、それから早期催告、それから口座振替の課長も言いましたけども、これを徹底して進めていこうということと、滞納処分の強化はこれは差押えもさせていただくが、ただの預金だとか、証券だけではなくて、資産に至るまでですね広げて、それを徹底して町民の負担の公平性というものを高めていこうということを、昨日は6課で三役とやったところでございます。よろしく願いいたします。そういう姿勢を今実施しようとしているところです。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

よくわかりました。公平公正を納税者の皆さんともども公平公正を鑑みてさね、そのようにやっていただければ有り難いと思います。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、12ページなんですが、先ほど課長から不納欠損は時効分ということなんですが、金額が大きいので滞納繰越分についての不納欠損の件数をお願いします。固定資産税と個人町民税なんです。

それから18ページの収入未済、土木の住宅使用料、これ 1,967万 1,000円、これの件数と、年度別の重複しておる人が同じ件数の人が入ってないか、その内容と。

奨学資金が担当委員会ですので省略します。

34ページの災害援護費、118万円の収入未済額はこれはどのような理由なんか、まだ返済されてない、年度を越えて返済されたものかどうなのか、それだけお聞きします。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

それではですね、不納欠損分 1,884万 6,571円の内訳を申し上げます。町県民税に伴う件数が 684件でございます。それから固定資産税が 164件、それから軽自動車税が 111件でございます。計 959件でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。住宅使用料でございますけれども、収納未済額の 1,967万 1,740円の内訳でございますけれども、現年度分につきましては 258万 5,500円でございます。過年度分につきましては 1,708万 6,240円ということで、今言われましたように過年度分の未収額が大半を占めてございます。

議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのですね、災害援護資金の貸付金の返済金のことですけれども、滞納額 118万 620円の内訳なんですけれども、20世帯の方が滞納されておるということでございます。

それとですね、20年度になりましてですね、42万円ほど職員が自宅を訪問してですね、徴収したところでございます。以上です。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

税務課長、この不納欠損なんですけど、これ5年間時効ということで、こんだけの件数が、あと仮に歳入になった場合は雑入かなんかで処理するんか、全然もう時効ですので、そうい

う収入の努力はしないということなんですか。納めなんだから得ということになるんですか。

それから、先ほどの災害援護資金なんですけども、もう一遍、課長答弁お願いしたい。何かわかりにくかったです。

議長

平谷税務課長。

平谷卓也住民課長

時効を待つだけという考え方を持ってもらうと、非常に困るんですけども、ここにあげさせてもらった滞納処分停止ですね、不納欠損の分につきましては、地方税法のですね、よくご存じだと思んですけども、15条の時効を迎えたやつとか、担税力がないやつとか、死亡ですね、出国、その他倒産も含めまして、そういった方々の不納欠損分でございます。

議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

再度申し上げます。滞納額ですね、118万620円の内訳でございますが、20世帯の方が滞納されておるということでございます。

それとですね、4月以降に集めた金額、滞納ですね、42万円ほど集まっております。

16番 東澄代議員

はい、了解。

議長

ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

次に、歳出の37ページ、1款議会費から、79ページの6款商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、議会費から商工費までの質疑を終わります。

次に、79ページの7款土木費から、113ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、土木費から財産に関する調書までの質疑を終わります。

これで、一般会計の決算についての質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第25 認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第26 認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第27 認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第28 認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

議長

次に、日程第29 認定第6号 平成19年度紀北町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終了いたします。

以上で、各議案に対する質疑を終了いたします。

日程第30～日程第31

議長

続いて、報告案件に入ります。

お諮りいたします。

日程第30と、日程第31までの報告2件については、一括して提案説明並びに内容説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括して説明を求めることにいたします。

それでは、報告2件についての提案説明を一括して求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは2件の報告について、ご説明申し上げます。

報告第6号 平成19年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、平成19年度分から報告が義務づけられたものであり、同法第3条第1項の規定により、平成19年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

報告第7号 平成19年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。これにつきましても、報告第6号と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、平成19年度分から報告が義務づけられたものであり、同法第22条第1項の規定により、平成19年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

以上、2件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、内容説明を求めます。

まず、報告第6号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

報告第6号について、説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いします。

報告第6号 平成19年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成19年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

それでは30ページをお願いします。

法律第3条第1項の規定によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出

を受けたのち、財政の健全化判断比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うものであります。

なお、健全化の判断比率であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があります。初めに実質赤字比率であります。赤字が生じておりませんので、数値の記載をしてございません。次に、連結実質赤字比率につきましても同様に赤字が生じておりませんので記載をしてございません。次に、実質公債費比率であります。15.4%でありまして、前年と比べまして0.8%の改善が見られていまして、参考に記載しています。早期健全化基準の25%に比べましても低い数値となっております。次に、将来負担比率であります。97.9%でありまして、早期健全化基準の350%と比べまして低い数値となっております。いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。しかしながら、当町の財政状況を見てみますと、地方税などの自主財源が少なく、地方交付税などの依存財源に頼っているのが現状であり、県下の市町と比べてみますと、まだまだ高い数値となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、31ページ、32ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

次に、報告第7号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

報告第7号 平成19年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

平成20年9月10日提出

紀北町長 奥山 始郎

34ページをお願いいたします。

法律第22条第1項の規定によりまして、公営企業を営営する地方公共団体にあつては、毎年度公営企業の経営の健全性を示す指標として、資金不足比率を算定し監査委員の審査に付したうえで議会に報告し公表をしなければならないこととされました。資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の財政規模であります営業収益、料金収入の規模と比較し

て明らかに経営状況の深刻度を示すものでございます。これが経営健全化基準20%以上となった場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされました。本町水道事業会計の資金不足比率については、資金不足が生じていないことから、当該比率が該当なしとなります。また、簡易水道事業特別会計におきましても、資金不足額は発生しておらず、当該資金不足比率が該当しない状況であります。平成19年度におきましては、経営健全化基準を十分に満たしている状況であります。今後も事業の経営状況を把握し、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努めてまいります。

この表でございますけれども、資金不足比率、水道事業会計、簡易水道事業特別会計ともに比率のところに数値は入っておりません。これは数値が発生していないということでございます。そういうことで、健全であるということでございます。

なお、35ページから37ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書を添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

以上で説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

日程第30 報告第6号 平成19年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

玉津議員。

7番 玉津充議員

7番、この判断比率の数値を見せてもらって、2つのことを感じたもので、ちょっと質問させていただきます。当町ですね、財政は大変悪い状況であるということと言われておりましたし、認識しておりました。しかし、この結果をですね、新聞紙上等も載りました。この結果から見ればですね、むしろ良いと判断せざるを得ないんで、町民の方もそういうふうな疑問持っておられると思うんですが、今までですね、悪いと言われてきたこの根拠はですね、どこにあるのか、ということ町長に1つ伺います。

それとですね、2つ目にですね、町長の3月の定例会で所信表明がありました。そのときにこの財政比率の件を述べられております。私はこれを見ましてですね、町長のこの所信表明で述べられたことが、ちょっと勘違いしておられるんじゃないかなという点があります。

町長、所信表明の用紙持ってますか。これ読みますと、「本町におきましては、すべての指標において基準を下回っている厳しい財政状況であります」ということを述べられておるんです。だけどこの基準を見ると下回っておれば、財政状況いいわけですね。だからその辺の認識をちょっと伺いたいと思います。これが間違いなのかどうか、お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

この新しい健全化法によってですね、私が当初の所信の表明の中では、まだこの数値が示されていなかったし、その義務づけられていなかったわけでありまして。しかしながら、公債比率は20.2%でありましてですね、それから地方債残高の割合が255.9%と共に依然として県下トップであります。経常収支比率は95.7%で県下2番目に悪い状態、そのような状態であったわけですね。ですから、その辺はご理解はいただきたいと思います。

それから、今先ほどの下から6番目までに実質公債費比率が15.4になって6番目になったのは、これは実質公債費比率だけの数値でありますという、財政課長もおっしゃってましたけども、総合的にしかし前者議員の質問に対して起債残高とか、それから基金の額が上がってきているということですね、かなり好転はしてきたなというけれども、依然としてまだ県の中程度までには至ってないというふうに認識してます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

その下回ってはおるんだけど、いい状態ではない。まだ悪い状態だという表現だと思うんですね。そうすれば私はこの町長のこの所信表明の文書はですね、変えていただくべきだと思います。これはいいですけど、よくもう一度読み直してください。単純に読めばですね、間違った表現に感じられます。

それから、もう1つですね、これは19年度の単年度の評価をしていただきました。ただ、我々とか町民にもっとよくわかりやすくするためにはですね、紀北町となった17年、18年も出してみてもですね、評価をしていったほうが、数値を出していったほうがですね、よくわかるんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、もう1つは今年度の目標値もそこに示されてですね、グラフでとってもらえれば皆よくわかるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はどうお考えでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

合併いたしました17年のときの数値は、広報あたりでは出ているとは思いますが、それをわかりやすくですね、17年、18年、19年はこうなったということもですね、町民の皆様に説明する必要があるんだと思います。検討します。

それから、目標数値ですね。目標数値は大変これは難しいですよ。こういう、だって国の例えば今度の地震防災ね、特別措置法が3年でやってきたから、今がチャンスだということで、財政出動していくとですね、そういう大きな減少によって目標値が達成されないときには、町民の皆様に不信感を抱く場合もありますよね。だから平常の場合ではここまでいきたいと、例えば起債残高を年々7億円ぐらい減らしていますけども、そういうふうにはいえませんが、セッティングすることは大変難しいと思いますが、考えてみます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

質疑じゃなくて、提案になるかと思いますが、やはりですね、こう続けて見ていくというのが、その推移がわかりますよね。悪くなってきている傾向にあるのか、良くなってきている傾向にあるのかというようなことを、こう是非、示していただきたいなと思いますし、もしそれがですね、何かの先ほど言いましたように異常があって下がったとしてもですね、そこは異常の理由をしっかりと説明しておけば済むことだろうと思うので、是非そうしていただきたいと思います。

議長

ほかにはございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長にお伺いします。この数字が出ておりますけれど、15.4%実質公債費比率ですね、この判断比率というのは実際には25になったときには、超えたときにはイエローカードだという考えでよろしいんですね。ですから35になったときには、もう言うたら再建団体になってしまうという判断でよろしいんですか。ちょっとその判断を聞かせてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。実質公債費比率がですね、現在15.4ですけども、これが25ぐらいになりますとですね、それが基準値となりますんで、危険だなというふうになってまいります。

ですから、それにならないように努力しなきゃいかんと思います。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私はいろんな考え方あると思うんですが、財政調整基金なんかの積み上げをどんどん行ってですね、この比率を良くしていくという方法もあろうかと思うんですが、それによってやっぱり有効に税金を使っていくという点ではですね、基金の積み立ても必要以上にはやっぱり積み立てずに住民サービスをしていくというのが、基本的な考え方じゃないかと、今までずっと思ってきたんですが、町長、この考え方からいきますと、この数値を超えない限り、やっぱりできるだけ基金を取り崩してでも住民サービスに努めていくというのが、基本ではないでしょうかと思うんですが、町長の考えを聞いておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

非常に難しい、その数値とですね、住民の皆様の要望との、つまり議会の提案ですね、との兼ね合いが非常に難しいと思いますけれども、全体的に財政は健全なんだよということは、1つの住民の安心感につながると思いますんで、そのことは忘れないでいきたいと思えます。

議長

ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終わります。

議長

次に、日程第31 報告第7号 平成19年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを

議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、質疑を終わります。

これで報告案件に対する質疑をすべて終了いたします。

ただいまの報告2件については、聞き置くこととし、これで報告事件については終了いたします。

日程第24

議長

次に、日程第32 請願・陳情案件を議題といたします。

請願・陳情案件についてはお手元に配布のとおり、ここに5件受理することとし、別紙、請願・陳情文書表を朗読させ、説明にかえさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、請願・陳情文書表をご覧ください。

(請願・陳情文書表朗読)

議長

以上で請願・陳情案件の説明を終わります。

お諮りいたします。

請願・陳情案件については、質疑を省略し委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、省略することといたします。

以上で、今回提案された案件についての質疑は、すべて終了いたしました。

議長

決算認定の件案が上程されたことにより、発議案を提出するため、ここで暫時休憩いたします。この場で。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

本日、認定議案が上程されたことにより、決算特別委員会設置に関する発議案を提出いたします。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は日程に追加し、追加日程第1として議題としてすることに決定いたしました。

追加日程第1

議長

それでは、追加日程第1 発議案第5号 決算特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件については、認定案件6件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思えます。

なお、審査期限については、審査が終了するまでとして、閉会中もなお審査を行うことにいたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定いたしました。

議長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任についてであります。委員会条例第8条の規定により、議長からの指名といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、委員の選任については議長から指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員の委員に、

1番	東 篤 布 君	3番	近 澤 チヅル 君
7番	玉 津 充 君	8番	尾 上 壽 一 君
10番	岩 見 雅 夫 君	11番	入 江 康 仁 君
15番	中津畑 正 量 君	17番	松 永 征 也 君
19番	奥 村 武 生 君	21番	谷 節 夫 君

の10人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員に、ただいまご指名したとおり選任することに決定いたします。

議長

それではここで決算特別委員会の委員が決定いたしましたので、正副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後 4時 41分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 48分)

議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会の委員長に、入江康仁君

副委員長に、中津畑正量君

が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしくお願いいたします。

議長

お諮りいたします。

本日議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり担当委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の開催日につきましては、

明日の9月11日は、総務財政常任委員会。

9月12日は、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会。

9月16日は、産業建設常任委員会の開催日となっております。

開会時刻は、いずれの委員会も午前9時30分からとなっております。

なお、休会中であれば、いつ開催されても結構です。委員会の運営については、各委員会の委員長において取り計らいくださるようお願い申し上げます。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午後 4時 50分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 11月 27日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 谷 節夫